

環保第1319号
令和6年6月6日

大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄 様

大阪府知事 吉村 洋文

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和5年11月10日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影
響評価条例第22条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙の
とおり申し述べます。

〔連絡先〕
大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課環境審査グループ
TEL 06-6941-0351（内線3857）
06-6210-9580（直通）
FAX 06-6210-9575

1. 全般的事項

- (1) 施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。
- (2) 水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、所要の措置を確実に講じること。
- (3) 事業者においては、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明するとともに、事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報については、わかりやすく公表し、積極的にコミュニケーションを行うなど、事業計画に対する住民等の理解が得られるよう努めること。また、施設の詳細設計及び設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努めること。

2. 大気質

- (1) 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。
- (2) 施設の試験運転時の排ガス処理性能の確認を適切に行うとともに、運用開始後の排ガス濃度の監視結果に適切に対応して排出抑制のための所要の措置を講じること。

3. 水質

事後調査の対象に工事中の濁水を加え、工事区域内の沈砂槽の放流濃度を降雨時に測定し、測定結果に応じて沈砂槽の増設等の措置を適切に講じること。また、予測式や予測条件を精査した上で改めて予測を行い、その結果を評価書に記載すること。

4. 低周波音

敷地境界における低周波音の1/3オクターブバンドの予測結果について、一部の周波数において心身の苦情に係る参照値を超過しており、低周波音の伝搬特性として地表面吸収や空気吸収等による減衰が小さく遠距離伝搬が生じやすいことから、施設の稼働により周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意するなどの環境保全措置を実施するとともに、操業後の影響について事後調査を適切に実施すること。

5. 景観

景観形成の観点から建物及び屋外設備の規模、配置、構造、形態、意匠及び色彩について適切な配慮がなされるべきであり、その際、計画されている建物壁面におけるアクセント色の使用やコーポレートマークについても景観阻害要因とならないように注意すること。また、詳細な建築計画の策定に当たり、これらの諸点について、和泉市の景観アドバイザーから助言指導を受けるなどして適切に検討すること。

6. 廃棄物等

施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残渣の発生を抑制する最新の技術の導入に努めること。また、施設の供用においては、固形状の産業廃棄物については原則として既存の破砕施設棟における徹底した選別後に焼却し、その他の産業廃棄物についても焼却に優先して再生利用に最大限努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。

7. 地球環境

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため維持管理及び運転管理に適切に取り組むこと。